

不特定遺跡発掘調査事業実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市（以下「市」という。）が千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の定める「文化財保存事業補助金交付要綱」（昭和54年千葉県要綱。）別表に規定する「不特定遺跡発掘調査事業」を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 この要綱に基づき、市が実施する「不特定遺跡発掘調査事業」とは、「不特定遺跡発掘調査事業細則」（昭和62年千葉県文化課長裁定。以下「県細則」という。）第3項各号に掲げる補助対象事業であって、県細則別表2及び別表3に定める適用事業及び事業地内の遺跡規模に適用するものとする。

(不特定遺跡発掘調査事業にかかる依頼)

第3条 不特定遺跡発掘調査事業の実施を求める開発等事業者（以下「開発等事業者」という。）は、不特定遺跡発掘調査事業依頼書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

(事前準備行為)

第4条 前条の規定により開発等事業者から申請があった場合、市は、提出された関係書類をもとに、県教育委員会と補助対象事業の適否を事前に協議するものとする。

(県教育委員会への補助申請)

第5条 市は、前条により県教育委員会が県細則に規定する補助対象事業であると認める場合、県教育委員会に対し、補助申請を行うものとする。

2 県教育委員会に補助対象事業として認められなかった場合は、市は、速やかに、その旨を開発等事業者に通知するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市は、県教育委員会より不特定遺跡発掘調査事業に係る補助金の交付決定があった場合においては、速やかに、その旨を開発等事業者に通知するものとする。

(不特定遺跡発掘調査事業の費用負担)

第7条 市は、県教育委員会より不特定遺跡発掘調査事業にかかる補助金の交付決定があった場合において、不特定遺跡発掘調査事業を実施するものとする。

2 市は、県教育委員会が補助対象として認めた経費から、県教育委員会が交付する補助金の額を控除した額を負担する。

(事業の変更等)

第8条 開発等事業者は、開発等事業の内容を変更する場合、ただちに不特定遺跡発掘調査事業に係る開発等事業変更届（第2号様式）を、市長に届出しなければならない。

2 市は、前項の不特定遺跡発掘調査事業に係る開発等事業変更届を受理した場合、変更内容について、県教育委員会と協議するものとする。

3 前項の協議により、県教育委員会が不特定遺跡発掘調査事業に係る補助金の交付対象として認められた経費及び補助金の交付決定額を変更した場合は、市は、変更後に県教

育委員会が補助対象として認めた経緯から、県教育委員会が交付する補助金の額を控除した額を負担する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、疑義が生じたときは、市と開発等事業者が協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。